

さいたま市告示第 1 3 5 7 号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より 1 5 日間、さいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人

道路の種類 国道

路線名	区間	供用開始年月日
4 6 3 号	さいたま市緑区大字下山口新田字四本竹 1179 番 1 地先 さいたま市緑区大字大牧字女体下 1591 番地先	令和 8 年 8 月 20 日 13 時